

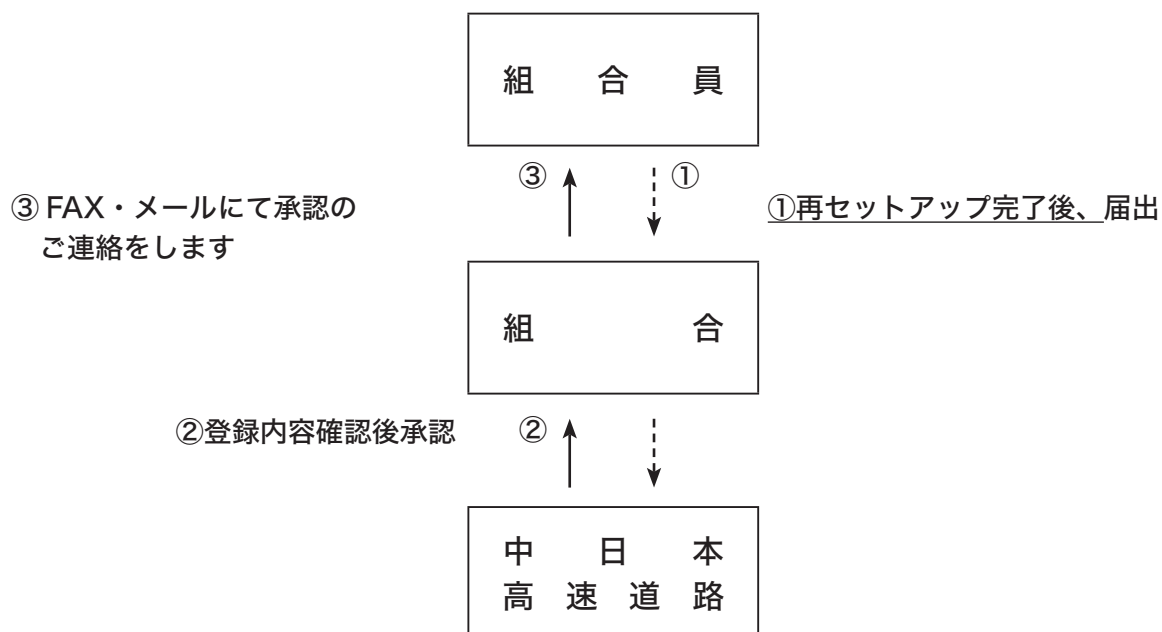
【登録内容に変更があった場合の手続】

登録内容に変更があった場合の諸手続に必要な書類は次表のとおりです
(様式については利用規約をご参照ください。)

表 諸手続例

項目	必要書類
カードを亡失したとき	・ ETC コーポレートカード紛失届 (別記様式 3)
紛失届を提出後、カードを発見したとき	・ ETC コーポレートカード発見届 (別記様式 4)
紛失による再発行を受けている場合で紛失カードを発見したとき	・ ETC コーポレートカード返却・解約届 (別記様式 9)
新たな車両の取得等によりカードの追加発行が必要なとき (車両の入替えを除く)	・ ETC コーポレートカード追加発行申込書 (別記様式 7) ・ 自動車検査証 (写し)
カードの破損・亡失により、再発行が必要なとき	・ ETC コーポレートカード再発行申込書 (別記様式 8)
カードを利用しなくなったとき	・ ETC コーポレートカード返却・解約届 (別記様式 9) ・ ETC コーポレートカード
住所・氏名の変更	・ 届出事項変更届 (別記様式 5) ・ 登記簿謄本 (法人・事業協同組合の場合のみ)
車両の入替え	・ 登録車両入替届 (別記様式 6) ・ 自動車検査証 (写し)
車載器の変更	・ 届出事項変更届 (別記様式 5)

【車両入替に伴う手続の流れ】



- * 承認の連絡がある前にカードを利用すると**割引対象外**となり、**ペナルティの対象となります**のでご注意ください。
- * 届出いただいた新車両以外の車両に利用することはできません。

	届出用紙	添付書類
車両入替 (車両・ナンバーが変更になった場合)	登録車両入替届(様式6)	車検証

旧車両のカードは、新車両のカードをお受取り後、「ETC コーポレートカード返却・解約届(様式9)」を添えて、直ちに当組合まで返却して下さい。

※車両入替とは…

- ①旧車両 1 台の登録抹消について新車両 1 台を新たに登録すること
- ②旧車両と新車両の車検証名義が同一であること
- ③新車両においてセットアップされた車載器を正当に保有していること